

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 4 月 25 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ サンケンコウギョウ 株式会社
住所 〒634-0007 奈良県橿原市葛本町379番地の1
代表者氏名 フリガナ 代表取締役 フリガナ 江里 フリガナ 勝美
電話番号 0744-25-4137
FAX番号 0744-25-4134
メールアドレス sanken@sanken-kogyo.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第10 (水道法施行規則第34条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 4 月 25 日

届出者

氏名又は名称 サンケンコウギョウ 三建工業 株式会社

住 所 〒634-0007 奈良県橿原市葛本町379番地の1

代表者氏名 代表取締役 エリ 江里 カツミ 勝美



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	<small>サンケンコウギョウ</small> 三建工業 株式会社		
住 所	〒634-0007 奈良県橿原市葛本町379番地の1		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 <small>エリ</small> 江里 <small>カツミ</small> 勝美		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 前川 雅幸	代表取締役 江里 勝美	令和 6年 3月 29日

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和6年4月25日

申請者

氏名又は名称 三建工業 株式会社

住 所 奈良県橿原市葛本町379番地の1

代表者氏名 代表取締役 江里 勝美



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県橿原市葛本町379番地の1
三建工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-010511	
商号	三建工業株式会社	
本店	奈良県橿原市上品寺町370番地の22	
	奈良県橿原市葛本町379番地の1	平成 3年 4月 1日移転
公告をする方法	官報に掲載している	
会社成立の年月日	昭和52年12月3日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路標識の設置及び道路区画線の標示施工 2 土木工事の設計、施工 3 道路舗装工事の設計、施工 4 造園工事の設計、施工 5 各種建設資材の販売及び取付工事 6 産業廃棄物処理業 7 産業廃棄物運搬業 8 前各号に附帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	7万2000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3万8100株	令和 2年 9月 1日変更
		令和 2年 9月 1日登記
株券を発行する旨 の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u> 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
	令和 5年 3月13日廃止	令和 5年 3月13日登記
資本金の額	金2000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>前川 雅 幸</u>	平成30年11月25日重任 平成30年11月30日登記
	<u>取締役</u>	<u>前川 雅 幸</u>	令和 2年11月25日重任 令和 3年 1月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>前川 雅 幸</u>	令和 4年 5月31日重任 令和 4年 6月 7日登記
			令和 6年 3月29日辞任 令和 6年 3月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>林 田 正 二</u>	平成30年11月25日重任 平成30年11月30日登記
	<u>取締役</u>	<u>林 田 正 二</u>	令和 2年11月25日重任 令和 3年 1月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>林 田 正 二</u>	令和 4年 5月31日重任 令和 4年 6月 7日登記
			令和 6年 3月29日辞任 令和 6年 3月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>尾 崎 亮</u>	平成30年11月25日就任 平成30年11月30日登記
	<u>取締役</u>	<u>尾 崎 亮</u>	令和 2年11月25日重任 令和 3年 1月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>尾 崎 亮</u>	令和 4年 5月31日重任 令和 4年 6月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>江 里 勝 美</u>	令和 6年 3月29日就任 令和 6年 3月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>林 田 恒 策</u>	令和 6年 3月29日就任 令和 6年 3月29日登記

奈良県橿原市葛本町379番地の1
三建工業株式会社

	取締役	黒木 健一	令和 6年 3月29日就任
			令和 6年 3月29日登記
	代表取締役	前川 雅幸	平成30年11月25日重任
			平成30年11月30日登記
	代表取締役	前川 雅幸	令和 2年11月25日重任
			令和 3年 1月13日登記
	代表取締役	前川 雅幸	令和 4年 5月31日重任
			令和 4年 6月 7日登記
			令和 6年 3月29日退任
			令和 6年 3月29日登記
	代表取締役	江里 勝美	令和 6年 3月29日就任
			令和 6年 3月29日登記
監査役	松田 博文	平成30年11月25日就任	
		平成30年11月30日登記	
監査役	松田 博文	令和 4年 5月31日重任	
		令和 4年 6月 7日登記	
		令和 6年 3月29日辞任	
		令和 6年 3月29日登記	
監査役	後藤 武士	令和 6年 3月29日就任	
		令和 6年 3月29日登記	
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		平成30年 9月 3日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記

奈良県橿原市葛本町379番地の1
三建工業株式会社

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年5月24日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和6年4月12日

奈良地方法務局中和支局

登記官

和田谷喜洋



三建工業 株式会社 定款

昭和52年12月 3日 設立

令和 3年 4月 日 改訂

令和 5年 3月 日 改訂

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、三建工業 株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 道路標識の設置及び道路区画線の標示施工
2. 土木工事の設計、施工
3. 道路舗装工事の設計、施工
4. 造園工事の設計、施工
5. 各種建設資材の販売及び取付工事
6. 産業廃棄物処理業
7. 産業廃棄物運搬業
8. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県橿原市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載してする。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7万2,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第 8 条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、株主総会の日前1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全

員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 20 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 21 条 当会社の取締役は、3 名以上 5 名以内とする。

(選任の方法)

第 22 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 24 条 取締役会の決議をもって、取締役の中から社長 1 名を選定する。

2 取締役社長は当会社を代表し、当会社の業務を統括する。

3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常

務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 25 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 27 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第 28 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

(員数)

第 30 条 当社の監査役は、2名以内とする。

2 当社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(選任及び解任の方法)

第 31 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

(任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第 35 条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 36 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

水道事業者 殿

この定款は原本と相違ありません。

令和 6 年 4 月 26 日

住所 奈良県橿原市葛本町 379 番地の 1

氏名 三建工業株式会社

代表取締役 江里 勝美

